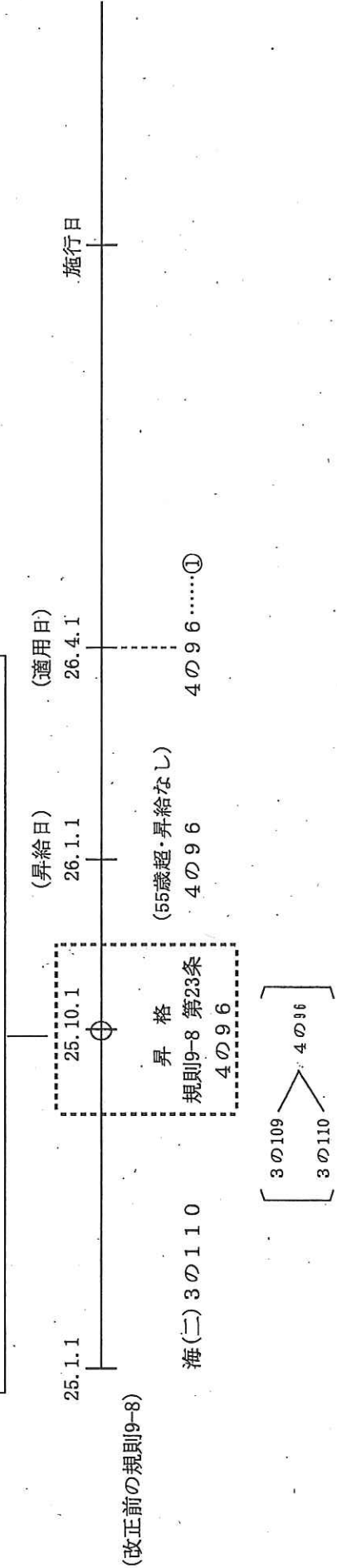


適用日前の異動者の号俸の調整 (参考例)

※ 調整の対象は、平成18年4月1日から平成26年3月31日までの間の
適用日の直近の昇格（再計算上の昇格含む。）に限る。



(改正後の規則9-8)

(55歳超・昇給なし)
3の110

昇格
規則9-8 第23条
4の97.....②

26.4.1
改正法附則第3条
4の97

$\left[\begin{matrix} 3の110 \\ 3の111 \end{matrix} \right] \begin{matrix} > \\ > \end{matrix} \begin{matrix} 4の97 \\ 4の97 \end{matrix}$

(注)①と②を比較すると②の方が有利であるため、4の97に決定することができる。

※ 適用日前の俸給表異動等の場合は、
適用日前の俸給表異動等及び
その再計算上の昇格を適用日に
行ったものとして計算する。

※ 既に決定し発令している号俸から
異動するので、調書の作成及び
職員に対する通知を行う。